

【京都市宿泊税のお知らせ】

2018年10月1日ご宿泊分より、京都市条例により宿泊税が課税されます。

アーバンホテルズ京都は全店（清水五条、河原町通、四条大宮）

ご宿泊プラン表示金額に対して宿泊税を含む表示金額として販売致します。

（一部の旅行代理店からのご予約の場合、別途徴収が有る場合もございます）

基本別途宿泊税を頂く事はございませんが、宿泊代金に宿泊税が含まれる旨ご了承下さいませ。

京都市が定める宿泊税（含まれる代金）は以下の通りとなります。

ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

以下、京都市行財政局 税務部 税制課 文面より抜粋

■ 税率

2万円未満：200円

2万円以上：500円

5万円以上：1000円

※お1人様1泊当たりに対し課税されます。

・ 納税義務者

宿泊税の納税義務者は、ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、いわゆる違法民泊

等への宿泊者も含めた、すべての宿泊者とします。

・課税免除

学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）の児童，生徒又は学生で，
当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引
率者に対しては，宿泊税を課さないこととします。

以上